

舟橋村条例第4号

舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年舟橋村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の2を削る。

第8条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで同じ。))」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで同じ。))」を加え、同条第4項前段中「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父、母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))を介護する職員」に改め、同項後段中「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第

3 項まで同じ。)」を加え、「当該職員を除く。）」が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「当該職員を除く。）」が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。))における」と、」に、「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「第 2 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、」に、「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。))における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」を「「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」に改め、同条を第 8 条の 2 とする。

第 14 条前段中「交通機関の事故」の次に「、地域社会に貢献する活動」を加える。

第 15 条第 1 項中「(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))」を削る。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。))に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。))において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(執務環境の整備に関する措置)

第 15 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等にかかる研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る執務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。